

令和2年度分 市民税・府民税 の申告について

市民税・府民税の申告にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年度分の申告書を提出していただく時期となりましたので、用紙をお送りいたします。
つきましては、この説明書をお読みになり、**申告期限(3月16日)**までに提出していただきますようお願いいたします。
この市民税・府民税の申告は、令和2年1月1日現在居住していた市町村へ、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に生じた所得を申告していただくことになっています。
なお、ご多忙でお越しになれない方は、郵送していただいても結構です。

■申告書を提出しなければならない人

- (1) 事業(営業等、農業)を営んでいる人
- (2) 給与所得以外に地代、家賃などの不動産収入、広告料や利子、配当収入のある人
- (3) 大工、左官、塗装工、建築手伝いなどの日雇労働者で給与支払者から給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されていない人
- (4) 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除などを受けようとする人
- (5) 公営住宅入居者等で所得証明書の必要な人

※所得税においては、通常給与以外の所得が20万円以下の時は確定申告をする必要がありませんが、市民税・府民税においては、申告しなければならないことになっています。
※①公的年金等の収入金額が400万円以下 ②公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下
上記の①②を共に満たす人は所得税の還付を受けるための確定申告をする場合を除き、所得税の申告は不要です。
ただし、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除(年金差引き分以外)等の各種控除を受けようとする人は、確定申告ではなく市民税・府民税の申告をする必要があります。

■申告書の提出を必要としない人

- (1) 所得税の確定申告をした人
- (2) 給与所得者で勤務先から市役所へ給与支払報告書(源泉徴収票)の提出がされている人

地方税法の主な改正について

●ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる都道府県・市区町村が、法改正(令和元年6月1日施行)により、総務大臣が指定する一定の基準に適合した都道府県・市区町村になりました。
この見直しにより、総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村へ令和元年6月1日以降に寄附を行なった場合、寄附金税額控除の特例控除額及び申告特例控除額が控除されないこととなります。

●住宅借入金特別控除の特例の創設

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した住居取得等(消費税率10%の場合に限る)について、住宅ローン控除の控除期間が、3年間延長されることになりました。

●医療費控除について

平成30年度の申告から、「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。「医療費控除の明細書」の提出があれば医療費の領収書の提出又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、申告期限等から5年間、領収書の提出又は提示を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。
令和2年度の申告までは、明細書がなくとも領収書の提出又は提示により申告することができます。なお、医療保険者から発行される医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付することにより、明細書の一部の記載を省略することができます。その場合、領収書の保管は不要です。

この説明書は現行の税法(令和元年12月末現在)に従って説明しています。地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により計算します。

この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

申告期間は2月17日(月)から3月16日(月)まで

申告書の記入などについて、わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なくお問合せください。

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 税務部 市民税課 電話06(6384)1231(代表) 06(6384)1248(直通) ファックス06(6368)7344

■給与所得金額速算表

収入金額	給与所得金額
651,000円未満	0円
651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
※1,628,000円～1,803,999円	収入金額×60%
※1,804,000円～3,603,999円	収入金額×70%－180,000円
※3,604,000円～6,599,999円	収入金額×80%－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額×90%－1,200,000円
10,000,000円～	収入金額－2,200,000円

(注意)上の表のうち※印の欄については、下の算式により計算した金額を収入金額として計算してください。

$$\left\{ \frac{\text{収入金額}}{4,000} (\text{小数点以下切捨て}) \times 4,000 \right\}$$

■調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差額に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。

- (1) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合
次のいずれか少ない額の5%(市民税3%・府民税2%)
・人的控除額の差の合計額
・個人住民税の合計課税所得金額
- (2) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の合計課税所得金額－200万円)}の5%(市民税3%・府民税2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合2,500円(市民税1,500円・府民税1,000円)とします。

なお、合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※ 配偶者の合計所得が40万以上45万円未満の場合は、表のとおり(所得税と住民税の人的控除の差ではない額)を人的控除額の差として調整控除を計算します。
配偶者の合計所得が45万円以上の場合は、調整控除の対象とはなりません。

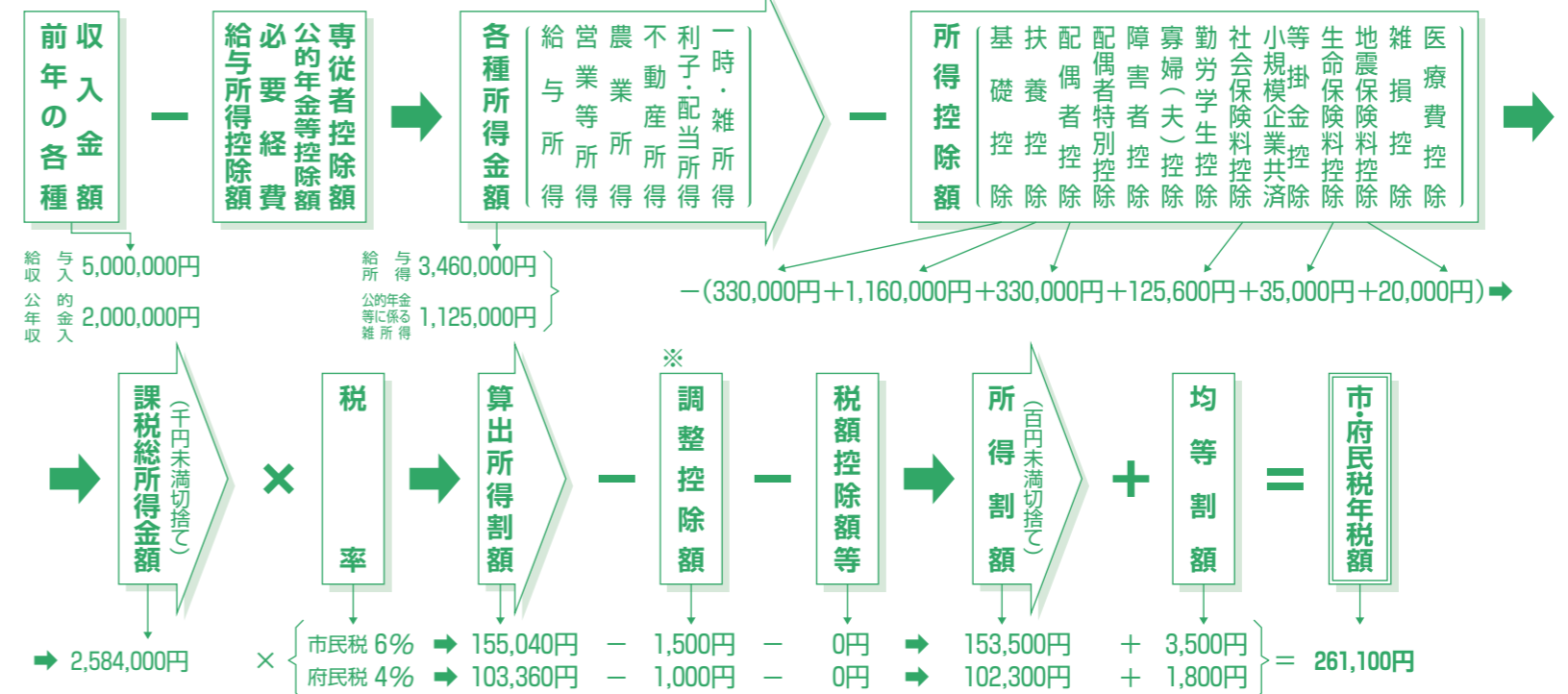
控除の種類	人的控除額の差	人的控除額	
		所得税	住民税
扶養控除	一般	5万円	38万円
	特定	18万円	63万円
	老人	10万円	48万円
	同居老親	13万円	58万円
障害者控除	特別	10万円	40万円
	その他	1万円	27万円
同居特別障害者加算		12万円	35万円
寡婦控除	一般	1万円	27万円
	特別	5万円	35万円
寡夫控除		1万円	27万円
勤労学生控除		1万円	27万円
基礎控除		5万円	38万円

控除の種類	納税義務者の合計所得金額	人的控除額の差	
		所得税	住民税
配偶者控除	一般	900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
	老人(70歳以上)	900万円以下	10万円
		900万円超 950万円以下	6万円
		950万円超 1,000万円以下	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得が38万超40万円未満	900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
	配偶者の合計所得が40万以上45万円未満	900万円以下	※ 3万円
		900万円超 950万円以下	※ 2万円
		950万円超 1,000万円以下	※ 1万円

■市民税・府民税の計算方法(裏面の三月太郎氏の場合)

(例) 夫婦(夫62歳と妻52歳)・子供3人(15歳と20歳と23歳)・父親(85歳)が別居の世帯で給与収入500万円、公的年金収入200万円、社会保険料支払額125,600円、生命保険料支払額(旧契約一般分)10万円、地震保険料支払額(地震保険料分2万円、旧長期分3万円)5万円、妻の令和元年中の所得がない場合。

(給与所得金額の算式) $500 \text{万円} \times 0.8 = 400 \text{万円}$
 (公的年金等に係る雑所得の算式) $200 \text{万円} \times 0.75 = 150 \text{万円}$



所得割の税率表

課税総所得金額	市民税	府民税
一律	6%	4%

均等割額

市民税 3,500円
府民税 1,800円

※調整控除額の計算

合計課税所得金額2,584,000円 > 200万円より
 {人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}×5%
 =(38万円－(2,584,000円－200万円))×5% < 2,500円
 よって調整控除額は2,500円(市民税1,500円・府民税1,000円)になります。